

牛流行熱（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の牛流行熱（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.3、3.5.7 及び 3.5.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について同基準の牛流行熱（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。